

川国保発第597号

令和5年7月19日

川越市国民健康保険運営協議会

会長 小ノ澤 哲也 様

川越市長 川合 善 明



川越市国民健康保険赤字解消・削減計画の改定並びに川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（諮問）

このことについて、川越市国民健康保険に関する規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画の改定について
別添のとおり
- 2 川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について
別添のとおり

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画の改定について（諮問1）

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画は、本市が平成30年3月に策定したもので、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とし、赤字の状況分析、赤字解消・削減のための取組み、赤字解消・削減の目標額などを定めた計画です。

平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、貴協議会における諮問答申を経て策定しております。

当該計画では、令和5年度までの6年間に、約11億円の赤字削減を目標としており、保険税率の改定等を推進してまいりましたが、計画最終年度である令和5年度においても、なお赤字が残るものと見込まれます。

そのため、令和6年度以降に係る赤字解消・削減計画について、下記のとおり改定したいので、川越市国民健康保険に関する規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

【改定内容】

令和5年度の赤字額見込みである9億9千万円を令和6年度から令和8年度の3年間で3億3千万円ずつ均等に削減する。

【3年間で3億3千万円ずつ均等に削減する理由】

埼玉県が令和2年12月に策定した、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」に基づき、令和8年度までに赤字の解消を達成するとともに、令和9年度における市町村標準保険税率の適用に向け、被保険者の負担額が急激に大きくならないよう、段階的な削減を図るため。

川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について
(諮問2)

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、20万円から22万円に改める。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税分（医療分）	65万円	65万円	なし
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	なし
合 計	102万円	104万円	2万円

(2) 施行期日

令和6年4月1日（令和6年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の均等割額及び所得割の税率を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改 定 案	差
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	7.35%	7.25%	△0.10%
	均等割額	27,500円	31,000円	3,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.40%	2.40%	—
	均等割額	9,400円	11,200円	1,800円
介護納付金分	所得割税率	2.00%	2.00%	—
	均等割額	12,300円	13,600円	1,300円

(2) 施行期日

令和6年4月1日（令和6年度課税分から適用）